

中国当局が日本企業等を「輸出規制管理リスト」(計 20 団体)及び「注視リスト」(計 20 団体)に追加掲載(速報)

- 中国両用品目の「輸出規制管理リスト」掲載者向け輸出を禁止、「注視リスト」掲載者向け輸出管理を厳格化—
- 本年 2 月の措置に続く追加的措置

2026.6.29

CISTEC 事務局

中国商務部は 6 月 29 日、中国輸出管理法及び、同両用品輸出管理条例に基づき、日本企業・研究機関(計 20 団体)を「輸出規制管理リスト」に掲載し、これら団体向け中国両用品目の輸出禁止及び国外の組織及び個人がこれら向けに中国原産の両用品目の輸出禁止(再輸出規制)と現在進行中の取引停止を命ずると共に、特殊事情で必要な場合は商務部宛て輸出許可申請を命ずる旨の措置を発表<sup>1</sup>した(商務部公告 2026 年第 27 号公布・施行)。

また、日本企業(計 20 団体)を「注視リスト」に掲載し、輸出者がこれら団体向けに両用物品を輸出する場合、包括許可の申請と登録・情報記入方式による輸出証明書の取得を禁止する他、個別許可申請の際には、誓約書等の提出を求め、厳格な最終ユーザー・用途審査等を実施する措置を発表<sup>2</sup>した(商務部公告 2026 年第 28 号公布・施行)。

中国当局は、本年 1 月に日本向けの両用品目の輸出管理の強化を発表<sup>3</sup>し、その後、2 月に「輸出規制管理リスト」及び「注視リスト」に、それぞれ 20 の企業等の掲載を発表<sup>4</sup>していた。

今般の追加掲載の措置についても、本年 2 月の措置と同様のものとなっている。

---

<sup>1</sup> 「商務部公告 2026 年第 27 号 公布将 20 家日本实体列入出口管制管控名单」(中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 6 月 29 日) **別添 1**※CISTEC 仮訳

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_df87be1437044874a35f85cf6e076f3d.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_df87be1437044874a35f85cf6e076f3d.html)

<sup>2</sup> 「商務部公告 2026 年第 28 号 公布将 20 家日本实体列入关注名单」(中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 6 月 29 日) **別添 2**※CISTEC 仮訳

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_c2ab731429dc4bc3ba8696cd0e6ad857.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_c2ab731429dc4bc3ba8696cd0e6ad857.html)

<sup>3</sup> CISTEC 解説(中国における日本向けの両用品目の輸出管理の強化(速報) 2026 年 1 月 6 日)

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhosho/china/data/20260106-2.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260106-2.pdf)

<sup>4</sup> CISTEC 解説(中国当局が日本企業・大学等を「輸出規制管理リスト」(計 20 団体)、及び「注視リスト」(計 20 団体)に掲載(速報) 2026 年 2 月 24 日)

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhosho/china/data/20260225.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260225.pdf)

## 1. 概要

今般の措置について、本年2月の掲載措置に続くものとして、それと同様であり、概要は以下のとおりである。なお、これらの措置内容等の詳細は、本年2月の解説（注釈4）を参照願いたい。

### ① 「輸出規制管理リスト」への掲載措置

両用品目輸出管理条例第28条及び第29条<sup>5</sup>に基づく措置として、掲載者に対し、両用品目の取引の禁止や制限等を行うことができるとされ、今般の措置では掲載企業（20団体）に対し「両用品目を輸出することを禁止」するとされている。

さらに、「国外の組織及び個人が中国を原産とする両用品目を掲載者に移転又は提供することを禁止（再輸出規制）」する等の措置を講じている。

### ② 「注視リスト」への掲載措置

両用品目輸出管理条例第26条に基づく措置として、最終用途等が確認できない輸入者やエンドユーザーを「注視リスト」に掲載することができるとされ、輸出者がこれら団体向けに両用物品を輸出する場合、包括許可の申請と登録・情報記入方式による輸出証明書の取得を禁止する他、個別許可申請の際には、誓約書等の提出を求め、厳格な最終ユーザー・用途審査等を実施する措置を講じている。

## 2. 記者会見

同日、中国商務部において、本措置について記者会見を実施<sup>6</sup>している。

## 3. 留意点

本年2月の措置と同様に、今般の措置においても、国外の組織や個人に対して、中国原産の両用品目を掲載者に移転又は提供することを禁止する、いわゆる再輸出規制の措置がなされている。このため、日本国内において、日本企業同士の国内取引についても、中国原産の両用品目の取引を行おうとする場合、「国内の移転」取引として規制対象となる。

---

<sup>5</sup> 両用品目輸出管理条例（CISTEC 仮訳）

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhosho/china/data/20241021\\_yaku.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241021_yaku.pdf)

<sup>6</sup> 「商务部新闻发言人就対日相关出口管制措施答记者问」（中華人民共和國商務部サイト新聞發布 2026年6月29日）[別添3](#)※CISTEC 仮訳

[https://www.mofcom.gov.cn/sywxwb/art/2026/art\\_7f7ba1aa2b1a43a480e7f5c0e6f0e618.html](https://www.mofcom.gov.cn/sywxwb/art/2026/art_7f7ba1aa2b1a43a480e7f5c0e6f0e618.html)

また、国外に子会社等がある場合においても、当該子会社も同様に、掲載者に対して、両用品目を輸出することを禁止されている。

過去に、中国における信頼できないエンティティリストの掲載措置において、掲載者と同じ国内の企業が中国の規制を回避して掲載企業に中国製品を移転したとして、中国当局より注意喚起を受け、再発防止策の提出を要求し、従わない場合は同リスト掲載の警告が行われた例もある。

こうした観点から、(本年2月の措置と同様に) 今般の措置においては、海外の子会社等の関連会社が行う取引や、日本国内の取引も含めて幅広く規制対象であるという点に留意するとともに、今後の運用・執行動向を注視していく必要がある。

以上

商務部公告 2026 年第 27 号 日本のエンティティ 20 社の輸出規制管理リスト掲載に関する公布<sup>7</sup>

【発布団体】 安全管理局（産業安全・輸出入管理局）

【発布文書番号】 商務部公告 2026 年第 27 号

【発布期日】 2026 年 6 月 29 日

《中華人民共和国輸出管理法》および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律法規の関連規定に基づき<sup>8</sup>、国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、防衛研究所など日本の軍事力向上に関与する日本のエンティティ 20 社を輸出規制管理リスト（付属文書参照）に追加し、以下の措置を講じることを決定した：

一、輸出者が上記エンティティ 20 社に両用品目を輸出することを禁止し、国外の組織および個人が中華人民共和国を原産とする両用品目を上記エンティティ 20 社に移転または提供することを禁止する；現在行っている関連活動は直ちに停止しなければならない。

二、特殊な状況下で確かに輸出する必要がある場合、輸出者は商務部に申請を提出しなければならない。

本公告は公布の日より正式に実施する。

付属文書：輸出規制管理リスト（2026 年 6 月 29 日）

商務部

2026 年 6 月 29 日

---

<sup>7</sup>（訳者注）「商務部公告 2026 年第 27 号 公布将 20 家日本实体列入出口管制管控名单」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 6 月 29 日）

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_df87be1437044874a35f85cf6e076f3d.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_df87be1437044874a35f85cf6e076f3d.html)

<sup>8</sup>（訳者注）《中華人民共和国輸出管理法》第 18 条および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第 28、29、30 条。なお、《中華人民共和国輸出管理法》第 18 条および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第 30 条に輸出規制管理リストからの除外に関する規定があるが、本公告では言及されていない。

付属文書

輸出規制管理リスト

(2026年6月29日)

1. 防衛研究所 (National Institute for Defense Studies)  
住所：日本東京都新宿区市谷本村町5番1号  
郵便番号：162-8808
  
2. 陸上装備研究所 (Ground Systems Research Center)  
住所：日本神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54  
郵便番号：252-0206
  
3. 艦艇装備研究所 (Naval Systems Research Center)  
住所：日本東京都目黒区中目黒2-2-1  
郵便番号：153-0061
  
4. 航空装備研究所 (Air Systems Research Center)  
住所：日本東京都立川市栄町1-2-10  
郵便番号：190-8533
  
5. 日鋼特機株式会社 (NIKKO TOKKI Co., Ltd.)  
住所：日本東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー1005号  
郵便番号：141-0032
  
6. 日鋼 YPK 商事株式会社 (NIKKO-YPK SHOJI Co., Ltd.)  
住所：日本東京都品川区大崎1丁目11番1号ゲートシティ大崎ウエストタワー10階  
郵便番号：141-0032
  
7. 三菱電機ディフェンス&スペーステクノロジーズ株式会社 (Mitsubishi Electric Defense and Space Technologies Corporation)  
住所：日本東京都品川区大崎1-15-9  
郵便番号：141-0032
  
8. 三菱電機ソフトウェア株式会社 (Mitsubishi Electric Software Corporation)  
住所：日本東京都港区浜松町二丁目4番1号世界貿易センタービル南館29階

郵便番号：105-5129

9. 三菱電機エンジニアリング株式会社 (Mitsubishi Electric Engineering Company, Limited)

住所：日本東京都港区芝 5-34-2 ミタマチテラス

郵便番号：108-0014

10. 三菱プレシジョン株式会社 (Mitsubishi Precision Company, Limited)

住所：日本東京都港区港南一丁目 6 番 41 号 芝浦クリスタル品川 8 階

郵便番号：108-0075

11. エムエイチアイオーシャニクス株式会社 (MHI Oceanincs Co., Ltd.)

住所：日本長崎県諫早市津久葉町 6-53

郵便番号：854-0065

12. MHI さがみハイテック株式会社 (MHI Sagami High-tech, Ltd.)

住所：日本神奈川県相模原市中央区田名 3000 番地

郵便番号：252-5293

13. 株式会社エムエイチアイロジテック (MHI Logitec Co., Ltd.)

住所：日本愛知県小牧市大字東田中 1200 番地

郵便番号：485-0826

14. 光和興業株式会社 (KOWA KOGYO, Ltd.)

住所：日本長崎市出島町 1 番 14 号 出島朝日生命青木ビル 8 階

郵便番号：850-0862

15. 菱重特殊車両サービス株式会社 (MHI Special Vehicles Parts Supply & Technical Service Co., Ltd.)

住所：日本東京都新宿区片町 4 番 3 号 (曙橋 SHK ビル 3 階)

郵便番号：160-0001

16. MHI マリテック株式会社 (MHI Maritech, Co., Ltd.)

住所：日本長崎県長崎市飽の浦町 1-1

郵便番号：850-8610

17. 株式会社ケージーエム (Kawajyu Gifu Manufacturing Co., Ltd.)

住所：日本岐阜県各務原市川崎町 1 番地

郵便番号：504-0814

18. 日本飛行機株式会社 (NIPPI Corporation)

住所：日本神奈川県横浜市金沢区昭和町 3175 番地

郵便番号：236-8540

19. 株式会社 Fortunio (Fortunio Co., Ltd.)

住所：日本東京都目黒区洗足 2-16-19

郵便番号：152-0012

20. 青木精密工業株式会社 (Aoki Seimitsu Kogyo Co., Ltd.)

住所：日本埼玉県川口市差間 3-38-12

郵便番号：333-0816

商務部公告 2026 年第 28 号 日本エンティティ 20 社の注視リスト掲載に関する公布<sup>9</sup>

【発布団体】 安全与管制局（産業安全与進出口管制局）

【発布文書番号】 商務部公告 2026 年第 28 号

【発布期日】 2026 年 6 月 29 日

《中華人民共和国輸出管理法》および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律法規の関連規定に基づき<sup>10</sup>、三井 E&S 株式会社など両用品目のエンドユーザー、最終用途を確認できない日本のエンティティ 20 社を注視リストに追加することを決定した。

輸出者は上記エンティティに両用品目を輸出する場合、包括許可を申請する、または登録・情報記入方式で輸出証明書を取得してはならない；個別許可を申請する際、注視リストに加えられたエンティティのリスク評価報告を提出するとともに、両用品目を日本の軍事力向上に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による誓約を提供しなければならない。許可審査期限は《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第十七条第一項に定める期限の制限を受けない。

商務部は注視リスト中のエンティティへの両用品目の輸出についてより厳格なエンドユーザーおよび最終用途の審査を実施し、日本の軍事ユーザー、軍事用途に関わる、および日本の軍事力向上に寄与する一切のその他のエンドユーザー用途への輸出は承認されない。

注視リストに加えられたエンティティは、《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第二十六条の規定に基づき、検証協力義務を履行した場合、注視リストからの削除を申請することができる。商務部は確認後、これを注視リストから削除することができる。

---

<sup>9</sup>（訳者注）「商務部公告 2026 年第 28 号 公布将 20 家日本实体列入关注名单」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 6 月 29 日）

[https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_c2ab731429dc4bc3ba8696cd0e6ad857.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_c2ab731429dc4bc3ba8696cd0e6ad857.html)

<sup>10</sup>（訳者注）《中華人民共和国輸出管理法》第 18 条および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第 28、29、30 条。なお、《中華人民共和国輸出管理法》第 18 条および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第 30 条に輸出規制管理リストからの除外に関する規定があるが、本公告では言及されていない。

本公告は公布の日より正式に実施する。

附属文書：注視リスト（2026年6月29日）

商務部  
2026年6月29日

附属文書：

注視リスト  
(2026年6月29日)

1. 三井 E&S 株式会社 (MITSUI E&S Co., Ltd.)  
住所：日本東京都中央区築地 5 丁目 6 番 4 号  
郵便番号：104-0045
2. 三井物産エアロスペース株式会社整備センター (Mitsui Bussan Aerospace Co., Ltd. Maintenance Center)  
住所：日本東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 番 2 号 鉄鋼ビルディング 22 階  
郵便番号：100-0005
3. Terra Drone 株式会社 (Terra Drone Corporation)  
住所：日本東京都渋谷区南平台町 2 番 17 号 A-PLACE 渋谷南平台 4 階  
郵便番号：150-0036
4. 株式会社 ACSL (ACSL Ltd.)  
住所：日本東京都江戸川区臨海町 3-6-4 ヒューリック葛西臨海ビル 2 階  
郵便番号：134-0086
5. 三菱原子燃料株式会社 (Mitsubishi Nuclear Fuel Co., Ltd.)  
住所：日本茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622-1  
郵便番号：319-1197
6. 日本原燃株式会社 (Japan Nuclear Fuel Limited)  
住所：日本青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付 4 番地 108  
郵便番号：039-3212

7. 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 (Fujitsu Network Solutions Limited)  
住所：日本神奈川県川崎市幸区大宮町 1-5 JR 川崎タワー  
郵便番号：212-0014
8. 株式会社 日立アドバンスドシステムズ (Hitachi Advanced Systems Corporation)  
住所：日本神奈川県横浜市戸塚区吉田町 292 番地  
郵便番号：244-0817
9. コマツ産機株式会社 (Komatsu Industries Corporation)  
住所：日本石川県金沢市大野町新町 1 番地 1  
郵便番号：920-0225
10. コマツ NTC 株式会社 (Komatsu NTC Ltd.)  
住所：日本富山県南砺市野尻 641  
郵便番号：939-1502
11. 沖電気工業株式会社 (OKI Electric Industry Co., Ltd.)  
住所：日本東京都港区虎ノ門 1-7-12  
郵便番号：105-8460
12. 株式会社 OKI コムエコーズ (OKI Com-Echoes Co., Ltd.)  
住所：日本静岡県沼津市大諏訪字薊原 681-1  
郵便番号：410-0873
13. OKI サーキットテクノロジー株式会社 (OKI Circuit Technology Co., Ltd.)  
住所：日本山形県鶴岡市宝田 1 丁目 15 番 68 号  
郵便番号：997-0011
14. OKI ネクステック株式会社 (Oki Nextech Co., Ltd.)  
住所：日本埼玉県所沢市上山口 1 番地  
郵便番号：359-1153
15. 沖エンジニアリング株式会社 (OKI Engineering Co., Ltd.)  
住所：東京都練馬区氷川台 3-20-16  
郵便番号：179-0084

16. 株式会社YDK テクノロジーズ (YDK Technologies Co., Ltd.)  
住所：日本東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-23-13 南新宿 JEBL  
郵便番号：151-0051
  
17. 日本電磁測器株式会社 (Nihon Denji Sokki Co., Ltd.)  
住所：日本東京都立川市砂川町 8-59-2  
郵便番号：190-0031
  
18. 豊和工業株式会社 (Howa Machinery, Ltd.)  
住所：日本愛知県清須市須ヶ口 1900 番地 1  
郵便番号：452-8601
  
19. 細谷火工株式会社 (Hosoya Pyro-Engineering Co., Ltd.)  
住所：日本東京都あきる野市菅生 1847  
郵便番号：197-0801
  
20. 藤倉航装株式会社 (The Fujikura Parachute Co., Ltd.)  
住所：日本東京都品川区荏原 2-4-46  
郵便番号：142-0063

**商務部報道官が対日関連輸出管理措置について記者の質問に回答<sup>11</sup>**

質問：2026年6月29日、商務部は輸出規制管理リスト、注視リストを対外発布しました。お伺いします、どのような考慮があったのでしょうか？

回答：2026年2月24日、中国は三菱造船株式会社など日本のエンティティ 20 社を輸出規制管理リストに追加し、株式会社 SUBARU など日本のエンティティ 20 社を注視リストに追加したが、その目的は日本の“再軍事化”および核保有のたくらみを阻止することである。遺憾なことに、ここしばらくの間、日本は悔い改めないどころか、誤った道をさらに突き進み、“新型軍国主義”の推進を強化し、“再軍事化”を加速させ、攻撃用兵器を配備し、国外では攻撃型ミサイルを発射している。これを踏まえ、《中華人民共和国輸出管理法》および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律法規の関連規定に基づいて、中国は以下のことを決定した：

第一に、防衛研究所など日本の軍事力向上に関与する日本のエンティティ 20 社を輸出規制管理リストに追加した。リスト追加後の措置は主に 2 つの側面からなり、一つは輸出者が上記エンティティに両用品目を輸出することを禁止することである。もう一つは国外の組織および個人が中華人民共和国を原産とする両用品目を上記エンティティに移転または提供するのを禁止することである。現在行っている関連活動は直ちに停止しなければならない。

第二に、三井 E&S 株式会社などの両用品目のエンドユーザー、最終用途を確認できない日本のエンティティ 20 社を注視リストに加えた。リスト掲載後、輸出者が上記エンティティに両用品目を輸出する場合、包括許可を申請する、または登録・情報記入方式で輸出証明書を取得してはならない；個別許可を申請する際、注視リストに加えられたエンティティのリスク評価報告を提出するとともに、両用品目を日本の軍事力向上に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による誓約を提供しなければならない。許可審査期限は《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第十七条第一項に定める期限の制限を受けない。商務部は注視リスト中のエンティティへの両用品目の輸出についてより厳格なエンド

---

<sup>11</sup> 「商务部新闻发言人就対日相关出口管制措施答记者问」（中華人民共和国商務部サイト新聞発布 2026年6月29日）

[https://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2026/art\\_7f7ba1aa2b1a43a480e7f5c0e6f0e618.html](https://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2026/art_7f7ba1aa2b1a43a480e7f5c0e6f0e618.html)

ユーザーおよび最終用途の審査を実施し、日本の軍事ユーザー、軍事用途に関わる、および日本の軍事力向上に寄与する一切のその他のエンドユーザー用途への輸出は承認されない。注視リストに掲載されたエンティティが《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第26条の規定に基づいて、検証協力義務を履行した場合、注視リストからの削除を申請することができる。商務部は確認後、これを注視リストから削除することができる。

中国のこの措置は完全に正当であり、合理的、合法であり、目的は日本の“新型軍国主義”の妄動を断固として抑制することである。我々は日本が道を踏み違えたと悟って引き返し、誤った行動を改め、真に反省して正しい軌道に戻ることを望む。中国は法に従ってリストに掲載した行為は少数の日本のエンティティのみを対象としたものであり、関連措置は両用品目のみを対象としたもので、中日の正常な経済・貿易往来には影響せず、誠実に法律を遵守する日本のエンティティは全く心配する必要はない。